Q１

豊岡市内の別の校区に転居し、指定校が変更となりました。現在在籍している学校に卒業まで通うことはできますか？

A１

現在小学校５・６年生（義務教育学校５・６年生)、中学校２・３年生（義務教育学校８・９年生）の方のみ、卒業まで許可できます。その他の学年の方については、学年末まで許可できます。

Q２

来年の４月に小学校へ新入学します。現在豊岡市内の別の校区に住宅を建築中ですが、引き渡しが来年の６月になる予定です。新築先の指定校にあらかじめ入学させることはできますか？

A２

転居予定が入学後６か月以内（この場合では９月末まで）であれば許可できます。申請時に建築確認書など転居予定がわかる資料の写しを添付してください。

Q３

来年の４月に小学校へ新入学します。まだ物件は見つかっていませんが、現在物件を探している校区の指定校にあらかじめ入学させることはできますか？

A３

転居予定により校区外就学が認められるのは、転居先が既に決まっている場合のみです。物件を探している段階では、該当校区への転居が確定しているとは言えないため、許可できません。

Q４

両親が共働きで放課後は家が留守になります。祖父母の家に帰れるよう、その校区の小学校に通わせることはできますか？

A４

保護者の『在職証明書』（様式あり）と預かられる方の『預かり承諾書』（様式あり）を添付して申請してください。ただし、保護者が離職したなどで日中家にいることになった場合は、申請事由が解消されたと見なし、本来の指定校に転校していただきます。また、留守家庭という事由で許可されるのは小学生の間だけですので、中学校は本来の指定校に入学していただくことになります。

Q５

Ｑ４で許可された場合、その小学校の放課後児童クラブ（学童）は利用できますか？

A５

放課後児童クラブは留守家庭の児童を対象とした事業です。この場合、放課後は祖父母宅で預かるという条件で校区外就学を許可するため、放課後児童クラブは利用できません。放課後児童クラブの利用を希望する場合は、本来の指定校に通う必要があります。

Q６

来年の４月に小学校へ新入学します。こども園の友達と離れたくないため、指定校とは別の小学校に入学できますか？

Ａ６

こども園などの就学前施設は各世帯の事情や目的に応じて選択されており、小学校の通学区域と必ずしも一致しているわけではないため、様々な場所の施設に通園されている幼児それぞれの交友関係すべてを継続させることは通学区域の制度上不可能となります。

したがって、就学前施設での交友関係を継続させるための校区外就学は許可できません。

Q７

現在小学生で校区外就学をしています。卒業後は指定校の中学校ではなく、在籍している小学校の進学先の中学校に通いたいのですが、認められますか？

Ａ７

現在小学校で校区外就学が認められている場合でも、当然にその進学先の中学校へ入学できるわけではありません。中学校については、原則として住所地の指定校に入学することになります。指定校へ通うことができない特別な事情がある場合は、改めて校区外就学を申請していただくことになります。

Q８

現在小学生で、卒業まで校区外就学を許可されています。下のきょうだいが来年の４月に小学校へ新入学するのですが、上のきょうだいが許可されている学校へ入学させることはできますか？

Ａ８

許可できます。ただし、許可期間は上のきょうだいが卒業するまでとなりますので、その後は本来の指定校に転校していただくことになります。なお、（上のきょうだいが卒業する年に入学する）入れ違いの場合は許可できません。

Q９

校区外就学を希望する場合、注意することはありますか？

Ａ９

校区外就学は特例として許可されるものです。許可されても、申請事由が解消、または許可期間が終了した場合、直ちに指定校へ転校していただくことになります。また、更新の手続き（審査）は毎年行うため、必ずしも卒業まで同じ学校に通い続けることは保証されません。

就学校は進学先にも影響することですので、ご家庭で十分検討した上で申請してください。